

MSD株式会社

2025年(公募型) 医学教育事業助成のご案内

MSD株式会社(以下、当社)では、医療施設・団体等が立案・実行する医療担当者を対象とした教育事業への支援として、(公募型)医学教育事業助成を行っております。2025年の(公募型)医学教育事業助成に関する事業の目的、募集予定領域および募集要項(概略)について本資料にてご案内いたします。



■ (公募型)医学教育事業助成とは

当社が定める対象疾患領域において特定された教育ニーズ・ギャップを埋める教育事業に助成を行う制度です。本制度は、申請者(施設・団体)が当該事業の法的・倫理的責任を負うものであり、当社が当該事業の企画・実施・管理に一切関与するものではありません。

■ 2025年 募集領域 (対象疾患・テーマについては、2025年2月に当社ホームページ上で公開予定です)

ジェネラル/スペシャルティメディスン領域
ワクチン/感染症領域
オンコロジー領域

■ 応募期間

2025年2月25日～5月26日(ジェネラル/スペシャルティメディスン領域、ワクチン/感染症領域)
2025年4月1日～6月30日(オンコロジー領域)

■ (公募型)医学教育事業助成ホームページ

詳細情報は以下よりご確認ください。

<https://www.msd.co.jp/about/responsibility/ime/jigyo/>



2025年(公募型)医学教育事業助成 募集要項(抜粋)

▶ 1. 応募資格

以下の施設・団体とします。その所属施設・団体として申請してください。個人として申請することはできません。

- (1) 大学、大学病院、地域医療支援病院、がん診療連携拠点病院
- (2) 医療系の学会・研究会等(2025年1月1日時点で、原則として500人以上の正会員を有すること)
- (3) 医師会・歯科医師会・薬剤師会(都道府県レベル以上)
- (4) その他、医学教育を主たる事業として定款等で規定している団体等
- (5) 当社が支給する助成金が当該施設・団体の収益の50%を超えないこと

▶ 2. 募集する医学教育事業

以下の条件を満たしている医学教育事業を助成対象とします。

- (1) 主として国内の医療担当者を対象としていること

[医療担当者]

医師、歯科医師、薬剤師、看護師、保健師、助産師、歯科衛生士、歯科技工士、診療放射線技師、理学療法士、作業療法士、臨床検査技師、衛生検査技師、視能訓練士、臨床工学技士、義肢装具士、救急救命士、管理栄養士、介護福祉士、介護支援専門員(ケアマネジャー)、臨床心理士等

- (2) 教育事業の必要性、目的、計画ならびに教育効果測定の具体的内容が明記され、一貫性および整合性が認められること
- (3) 申請内容は、医学教育に関わる一連のプログラムがひとつの事業として構成されていること
- (4) 2026年1月以降かつ、募集するテーマごとに規定された期間内に実施される事業であること

▶ 3. 募集対象外の医学教育事業

以下のようなケースは申請を受け付けできません。

- (1) 医療用医薬品製造販売業公正競争規約等、各種業界のルールおよびガイダンスに違反している申請
- (2) 施設・団体の年間活動全体に対する申請
- (3) 日本国内で行われない教育事業および日本を含む複数国で行われる教育事業に対する申請
- (4) すでに実施済みもしくは公募時点で進行中の教育事業に対する申請
- (5) すでに当社の医学教育事業助成を受けている教育事業に対する申請
- (6) 申請期限を超過した申請
- (7) 基礎および臨床研究が含まれる申請(教育事業の目的・成果が研究に直結する)
- (8) 主催施設・団体とは別の団体が助成金の入金口座の名義である申請
- (9) 当社と助成契約を締結する意図がない申請
- (10) 施設・団体が行うべき当該施設・団体の医療担当者等のための教育・研修活動に対する申請
具体的事例といたしましては、各医療機関(施設)で実施される所属の医療担当者等ならびに、同一母体や関連施設に属する複数の医療機関(施設)所属の医療担当者等への研修があてはまります。

▶ 4. 助成対象となる教育事業実施期間

教育事業実施期間：2026年1月～2027年12月(最長2年間)

▶ 5. 助成金額

募集テーマごとに申請金額上限を設定します。

- ① 教育事業実施期間が1年以下の場合：募集テーマごとに、最大600万円までの範囲で申請金額上限を設定します。
- ② 教育事業実施期間が1年を超え2年までの場合：募集テーマごとに、最大1200万円までの範囲で申請金額上限を設定します。

▶ 6. 応募方法

申請システムに必要な事項をご入力の上、所定の提出書類をアップロードし応募ください。
応募時に提供いただいた情報および書類に基づき審査を行います。

▶ 7. 提出書類

申請システムから、以下の資料をご提出ください。提出後の書類の差し替えはできませんのでご注意ください。
また、未提出書類がある場合は、採択されませんのでご了承ください。

- (1) 医学教育事業助成申請書(申請システム入力)
- (2) 収支予算書(当社テンプレート)
- (3) 前年度収支決算書(未決算の場合は前々年度)
- (4) 前年度事業報告書(未決算の場合は前々年度)
- (5) 定款または会則(団体・法人等)
なお、目的、事業内容、会員数、役員、会計に関する規定等の記載がある「事業報告書」も可です。
- (6) 役員一覧(団体・法人等)
- (7) 振込口座情報(次のうちいずれか1点：通帳コピー(白黒またはカラー) / 申請施設・団体のホームページ上に掲載されている口座情報 / 申請施設・団体の捺印がある口座情報書類 / 振込依頼書)

▶ 8. 審査

提出された書類をもとに、主に以下の観点から審査し、助成事業の採択を決定します。

- (1) 活動背景・目的
- (2) 活動計画の妥当性
- (3) 活動の実現可能性
- (4) 教育プログラムの内容
- (5) 予算の妥当性
- (6) その他(教育効果測定の実施等)

なお、「募集要項の規定の順守」および「医療用医薬品製造販売業公正競争規約に定める団体性の判断基準」等に関する調査・確認も併せて実施します。

▶ 9. 助成金給付契約の締結

審査結果の通知後、当社と申請施設・団体との間で助成に関する契約を締結します。この契約は募集要項の条件と留意事項を順守いただくために締結するものであり、契約の締結が助成金交付の必須条件となります。
なお、契約ならびに助成に際しては、定款・通則・規約等に「教育に関する」記載のある施設・団体と行います。

▶ 10. 助成金の使途

- (1) 医学教育事業助成申請書の記載どおりの使途を原則とします。
- (2) 助成金の使途を変更する場合、または助成金対象の事業内容に変更が生じる場合は、速やかにMSD医学教育助成事務局にご連絡ください。ご連絡いただいた内容について審査し、結果を連絡します。なお、教育事業内容を変更する場合は教育の目的が同一であること、対象者の規模が減じないことにご留意いただき、変更理由とともに期待される成果をご提出ください。
- (3) 講演会、研修会、実技セミナー等の会合およびその開催方法は参加者が集まる目的に照らして適切な場所および適切な方法で開催してください。
- (4) その他、この助成金を使用できない経費は以下のとおりです。
 - 医療用医薬品製造販売業公正競争規約で定めている“個人費用”(懇親会費、一般参加者の交通費等)
 - 団体の財産となる設備、備品代(PCやカメラ等)
 - 団体の管理費(事務所賃貸費、光熱費、人件費等)

▶ 11. 助成金の返還

以下の場合には助成金の一部または全部を返還していただきます。

- 助成金を使用しなかった場合、または残金が発生した場合
- 申請いただいた教育事業以外に使用した場合
- 医学教育事業助成申請書の記載とは異なる費用に使用された場合。ただし、事前にMSD医学教育助成事務局にご連絡いただき、承認を受けたものに関してはその限りではございません。

▶ 12. 留意事項

- (1) 本助成は申請に基づき支援するものであり、当社から支援を提案することはありません。
 - (2) 本助成の対象となる教育事業は申請施設・団体自らが企画・運営するものであり、当社がその活動に一切関与することはありません。
 - (3) 本助成の受領施設・団体は利益相反に関する情報開示を求められた場合、本助成に関して適切に開示してください。
 - (4) 本助成は当社の営業・マーケティング部門から完全に独立した組織により実施しています。本助成に関するお問い合わせは、直接MSD医学教育助成事務局にご連絡ください。
- その他、詳細については、(公募型)医学教育事業助成ホームページの募集要項をご確認ください。

▶ 13. お問い合わせ先

本件に関するお問い合わせは下記までご連絡ください。

MSD株式会社 MSD医学教育助成事務局

住所：〒102-8667 東京都千代田区九段北一丁目13番12号 北の丸スクエア

メール：jp_imeg_office@merck.com

